

# 大津市企業局優良建設工事業者表彰要綱

(令和元年5月改正)

大津市企業局

# 大津市企業局優良建設工事業者表彰要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）が発注した建設工事において、優秀な成績をもって施工した受注者を表彰することにより、適正な工事の施行及び技術の向上に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 評定点 大津市企業局工事成績評定要綱に規定する工事成績評定結果検査合格通知書により通知された評定点をいう。
- (3) 対象年度 表彰を実施する年度（以下「表彰年度」という。）の前年度をいう。
- (4) 合併工事 複数の建設工事を合併入札（複数の工事請負契約を同一の者と締結する必要がある場合において、当該複数の工事請負契約に係る競争入札を合併して行うことをいう。）に付して発注し、又は既発注工事と現場及び工期が重複する等密接な関係にある建設工事として別途発注する工事をいう。

## (表彰の種類及び対象)

第3条 表彰は、優良建設工事業者表彰とし、建設工事を優秀な成績で施工した受注者を対象とする。

2 表彰の対象となる受注者は、次の各号に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 対象年度及びその前年度の各年度において、500万円以上で受注した建設工事を2件以上完成させているもの、又は対象年度において1億円以上で受注した建設工事を1件以上完成させているもの
- (2) 前号の条件を満たす工事のうち、対象年度に評定点を80点以上取得して完成した建設工事があるもの
- (3) 対象年度及びその前年度において完成させたすべての建設工事において、評定点を70点以上取得したもの
- (4) 対象年度の前年度の初日から表彰決定の日までの間において、第11条各号に該当しないもの

3 合併工事は1件として取り扱い、受注合計額が500万円以上のものを対象とする。この場合、審査に用いる評定点は、合併工事におけるそれぞれの建設工事の平均点とする。ただし、完工日が異なる年度となった場合は、それぞれ1件の工事として取り扱う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、公営企業管理者が毎年1回行うものとし、被表彰業者には表彰状を贈呈する。

(審査委員会)

第5条 第3条に規定する表彰の審査を行うため、大津市企業局優良工事業者表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)をおく。

2 審査委員会は、大津市企業局建設工事等契約審査委員会設置要綱(以下「契約審査委員会要綱」という。)第3条に規定する委員をもって組織し、委員長は同要綱第4条の委員長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

(審査委員会の所掌事務)

第6条 審査委員会は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 優良建設工事業者表彰に関する審査を行うこと。
- (2) 優良工事建設業者表彰に関する審査結果を公営企業管理者へ報告すること。
- (3) 優良工事建設業者表彰基準の設定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項を審査し、又は調査すること。

(審査委員会への推薦)

第7条 工事監理課長は、第3条の規定に基づき表彰に値すると認められるものがあるときは、優良建設工事業者報告書(様式第1号)を委員長に提出するものとする。

(会議)

第8条 審査委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員長は、第5条第2項に規定する委員のうち、所属長の職にあるものについて、会議の議事に関係がないと認めるときは、会議への出席を要しないこととすることができる。
- 3 会議は、委員(前項の規定により会議に出席することを要しないこととされた委員を除く。)の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 審査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰業者は、審査委員会の審査結果に基づき、公営企業管理者が決定する。

(被表彰者の公表)

第10条 被表彰業者については、大津市企業局ホームページで公表するものとする。

(表彰の取消し)

第11条 公営企業管理者は、表彰決定の日から表彰日までの間に第9条の規定により決定した被表彰業者が次の各号のいずれかに該当したときは、この決定を取り消すものとする。

- (1) 施行した工事に瑕疵があることが判明したとき。
- (2) 建設業法の規定による監督処分を受けたとき。
- (3) 大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準による指名停止処分を受けたとき。
- (4) その他優良建設業者として不相当と認められる行為があったとき。

(庶務)

第12条 表彰及び審査委員会に関する庶務は、企業総務部工事監理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した工事について適用する。なお、表彰年度の初年度は平成28年度とし、表彰初年度に限り、第3条第2項第1号及び第3号の「その前年度」は表彰条件に含めないものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

優良建設工事業者報告書

令和 年 月 日

工事監理課長

印

受注者名				
代表者				
所在地				
	工事番号	工事名	請負金額	工事成績 評 定 点
対象年度及びその前年度の全ての工事成績評定点	対象年度			
		対象年度の工事成績評定平均点		
前年度				
	前年度の工事成績評定平均点			点
対象年度及びその前年度	工事成績評定対象件数		件	
	工事成績評定平均点		点	
	最 低 点		点	
(所見)				
.....				
.....				